

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第150号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条を第16条とし、第11条を第15条とし、第10条を第14条とし、第9条を第10条とし、同条の次に次の3条を加える。

(部分休業を請求することができない職員)

第11条 条例第12条に規定する別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 30日の範囲内で任期が定められた会計年度任用職員等（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び臨時的に任用される職員をいう。以下同じ。）

(2) 定められた1週平均の正規の勤務日数が1日に満たない会計年度任用職員等

(3) 1日の正規の勤務時間数が6時間に満たない会計年度任用職員等

(部分休業の承認)

第12条 条例第12条の2第2項に規定する別に定める職員は、1日の正規の勤務時間数が7時間45分に満たない会計年度任用職員等とする。

2 条例第12条の2第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項に規定する別に定める休暇は、別に定める。

(部分休業をした場合における給与の減額)

第13条 条例第13条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項に規定する別に定める勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 会計年度任用職員 京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(2) 臨時的に任用される職員 別に定める額

第8条第2号中「非常勤職員」を「期末手当不支給職員」に改め、同条第4号中「又は」を「若しくは」に改め、「第28条の2」の右に「、労働者災害補償保険法第12条の8第3項若しくは第23条、京都市非常勤職員公務災害等補償条例第8条若しくは第8条の2、

京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員公務災害等補償規則第3条又は京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける消防局非常勤職員公務災害等補償規則第3条」を加え、「同条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(育児休業をしている職員のうち期末手当を支給しない者)

第8条 条例第9条第1項に規定する別に定める者は、京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則第12条に掲げる者（以下「期末手当不支給職員」という。）とする。

附 則

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)